命和4年9月 富山市議会定例会議案

# 目 次

議案第98号	令和4年度富山市一般会計補正予算(第3号)	1頁
議案第 9 9 号	令和4年度富山市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)…	23
議案第100号	令和4年度富山市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	2 9
議案第101号	令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)·····	3 5
議案第102号	令和4年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算(第2 号)·····	3 9
議案第103号	令和4年度富山市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	4 5
議案第104号	令和4年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算( 第1号)······	5 1
議案第105号	令和4年度富山市公共下水道事業会計補正予算(第1号)…	5 7
議案第106号	令和4年度富山市病院事業会計補正予算(第1号)	5 9
議案第107号	富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定の件······	6 4
議案第108号	富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例制定の件······	6 8
議案第109号	富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
議案第110号	富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件…	99
議案第111号	富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車 の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件… 1	103
議案第112号	富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件	04
議案第113号	富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営 に関する条例の一部を改正する条例制定の件	105
議案第114号	富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件	106

議案第115号	工事請負契約締結の件(新保小学校(旧幼稚園舎)大規模改 修及び増築主体工事)110
議案第116号	工事請負契約締結の件(堀川小学校校舎改築(その2)主体 工事) ····································
議案第117号	工事請負契約締結の件(水橋漁港海岸 8 号離岸堤新設工事) 1 1 2
議案第118号	富山市立水橋児童館の指定管理者の指定期間変更の件113
議案第119号	富山市立水橋児童館の指定管理者の指定の件114
議案第120号	土地処分の件(西本郷企業団地分譲地) 1 1 5
報告第 3 5 号	健全化判断比率及び資金不足比率報告の件116
報告第 3 6 号	専決処分報告の件(損害賠償請求に係る和解の件)117
報告第 3 7 号	令和3年度富山市一般会計継続費精算報告書120
報告第 3 8 号	令和3年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書127

# 一般 会計



#### 議案第 9 8 号

令和4年度富山市一般会計補正予算(第3号)

令和4年度富山市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,949,416 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,6 36,713千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。 令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

## 第1表 歲入歲出予算補正 歳 入

<del>歳</del> 入 (単位 千円)

<b>戚</b> 八				(単位 十円)
款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		93, 237	1, 150	94, 387
	2 分担金		1, 150	1, 150
15 国庫支出金		28, 244, 320	1, 295, 711	29, 540, 031
	1 国庫負担金	18, 984, 135	7, 406	18, 991, 541
	2 国庫補助金	9, 154, 810	1, 288, 305	10, 443, 115
16 県支出金		12, 647, 313	31, 837	12, 679, 150
	2 県補助金	3, 883, 289	31, 837	3, 915, 126
18 寄附金		122, 662	30, 813	153, 475
	1 寄附金	122, 662	30, 813	153, 475
19 繰入金		2, 340, 377	737, 539	3, 077, 916
	1 特別会計繰入金	360, 421	737, 539	1, 097, 960
20 諸収入		3, 263, 073	44, 734	3, 307, 807
	5 収益事業収入	130, 000	30, 000	160, 000
	6 雑入	1, 653, 994	14, 734	1, 668, 728
21 市債		19, 134, 000	372, 600	19, 506, 600
	1 市債	19, 134, 000	372, 600	19, 506, 600
22 繰越金		666, 236	2, 435, 032	3, 101, 268
	1 繰越金	666, 236	2, 435, 032	3, 101, 268
歳   入	合 計	172, 687, 297	4, 949, 416	177, 636, 713

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		21, 567, 875	2, 552, 246	24, 120, 121
	1 総務管理費	9, 137, 361	2, 177, 582	11, 314, 943
	2 企画費	9, 264, 796	327, 439	9, 592, 235
	8 防災費	298, 195	16, 332	314, 527
	9 駐車場費		30, 893	30, 893
3 民生費		67, 498, 835	473, 079	67, 971, 914
	1 社会福祉費	32, 105, 168	371, 315	32, 476, 483
	2 児童福祉費	30, 226, 537	101, 764	30, 328, 301
4 衛生費		11, 360, 693	172, 621	11, 533, 314
	1 保健衛生費	7, 032, 452	153, 250	7, 185, 702
	2 環境衛生費	4, 328, 241	19, 371	4, 347, 612
5 労働費		589, 000	55, 103	644, 103
	1 労働諸費	589, 000	55, 103	644, 103
6 農林水産業費		4, 759, 224	304, 981	5, 064, 205
	1 農業費	1, 572, 904	295, 970	1, 868, 874
	2 農地費	2, 261, 324	9, 011	2, 270, 335
7 商工費		4, 757, 845	979, 374	5, 737, 219
	1 商工費	4, 757, 845	979, 374	5, 737, 219
8 土木費		21, 688, 380	241, 078	21, 929, 458
	5 都市計画費	14, 009, 371	241, 078	14, 250, 449
9 消防費		4, 993, 157	4, 393	4, 997, 550
	1 消防費	4, 993, 157	4, 393	4, 997, 550
10 教育費		13, 091, 109	140, 541	13, 231, 650
	1 教育総務費	2, 127, 436	5, 600	2, 133, 036
	2 小学校費	4, 726, 466	109, 515	4, 835, 981
	3 中学校費	3, 058, 882	21, 661	3, 080, 543
	5 社会教育費	2, 843, 766	3, 765	2, 847, 531
11 災害復旧費		53, 500	26, 000	79, 500
	1 農林水産施設災害復旧費	51,000	26, 000	77, 000
歳	出 合 計	172, 687, 297	4, 949, 416	177, 636, 713

#### 第 2 表 債務負担行為補正

追加

		(十)匹 (111)
事項	期間	限 度 額
富山市立水橋児童館管理運営費	自令和5年度至令和7年度	54,054
芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託費	自令和5年度至令和11年度	504, 200
富山市立奥田小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	58,212
富山市立東部小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	57, 196
富山市立広田小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	51, 222
富山市立山室中部小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	64,344
富山市立蜷川小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	65,703
富山市立呉羽小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	60,456
富山市立大沢野小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	58,380
富山市立杉原小学校調理等業務委託費	自令和5年度至令和7年度	52,668
(仮称) 水橋地区義務教育学校整備事 業費	自令和5年度至令和22年度	11,819,857 上記金額に金利変動及び 物価変動による増減額並 びに消費税及び地方消費 税による増減額を加算し た額の範囲内
富山市南学校給食センター調理等業務 委託費	自令和5年度至令和7年度	234,795

第 3 表 地方債補正

変更

_									1	(単位 1円)
起	〕債	0	目	的	[5]		額	起債の	利率	償還の方法
					補正前の額	補 正 額	補正後の額	方 法		
総	務	管	理	費	733, 700	57, 600	791, 300	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ	借入れ先る。 一般による。 一般には 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に 一般に
企		画		費	3, 799, 700	236, 700	4, 036, 400		いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
農		地		費	341, 700	4, 500	346, 200			
都	市	計	画	費	2, 768, 200	62, 600	2, 830, 800			
	林 zi 害		<b>声</b>	設費	9, 400	11, 200	20, 600			

# 歳入歳出予算事項別明細書

# 1歳入

款13 分担金及び負担金 項 2 分担金

(単位 千円)

W(10 )) 153			2 77 15 35			(十四 111
目	補正前	補正額	計	節		説 明
	の額			区分	金額	
1 災害復旧費 分担金		1, 150	1, 150	1農林水産施 設災害復旧 費分担金		1農地農業用施設災害復旧事業費分担 1,1 金
計		1, 150	1, 150			
合計	93, 237	1, 150	94, 387			

#### 款15 国庫支出金 項 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
1 民生費負担 金	18 , 168, 340	7, 406	18 , 175, 746		7, 406		, 534 5, 872
計	18 , 984, 135	7, 406	18 , 991, 541				

#### 款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

目	補正前	補正額	計	節		説明
	の額			区分	金額	
2 民生費補助 金	3 , 089, 091	44, 906	3 , 133, 997	1社会福祉費 補助金	44, 405	1障害者総合支援事業費補助金 1,980 2地域介護・福祉空間整備等交付金 42,425
				2児童福祉費 補助金	501	1子ども・子育て支援交付金 501
6 土木費補助 金	, 295, 495	34, 800	, 330, 295	3都市計画費 補助金	34, 800	1社会資本整備総合交付金・市街地整 34,800 備
10 地方創生推 進交付金	169, 550	6, 000	175, 550	1地方創生推 進交付金	6, 000	1地方創生推進交付金 6,000
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金			3 , 290, 095	1新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金		1 1新型コロナウイルス感染症対応地方 , 202, 599 創生臨時交付金
計	9 , 154, 810	, 288, 305	10 , 443, 115			
合計	28 , 244, 320	1 , 295, 711	29 , 540, 031			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

I	補正前	補正額	計	節		説明	
H		州上很	計		A short	記にサケ	
	の額			区分	金額		
1 民生費補助 金	, 213, 146	501	, 213, 647	2児童福祉費 補助金	501	1子ども・子育て支援交付金	501
4 農林水産業 費補助金	923, 681	8, 511	932, 192	1農業費補助金	8, 511	1農地集積・集約化対策推進交付金 2農業者育成対策事業費補助金	1, 011 7, 500
9 総務費補助金	10, 209	9, 375	19, 584	1企画費補助 金	9, 375	1移住支援金交付事業費補助金	9, 375
10 災害復旧費 補助金	19, 500	13, 450	32, 950	1農林水産施 設災害復旧 費補助金	13, 450	1農地農業用施設災害復旧事業費補助 金	13, 450
計	3 , 883, 289	31, 837	3 , 915, 126				
合計	12 , 647, 313	31, 837	12 , 679, 150				

款18 寄附金 項 1 寄附金

款18 奇附组	全 埧 📗	奇附金				(単位	十円)
目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
1 総務費寄附 金	121, 552	4, 813	126, 365	1徴税費寄附 金	4, 813	1新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金	4, 813
3 民生費寄附 金	10	16, 000	16, 010	1社会福祉費 寄附金	16, 000	1福祉基金費寄附金 2福祉奨学基金費寄附金	15, 000 1, 000
4 労働費寄附 金		5, 000	5, 000	1労働費寄附金	5, 000	1富山で働き・学ぶ生き方等応援奨学 基金費寄附金	5, 000
5 教育費寄附 金		5, 000	5, 000	1小学校寄附 金	5, 000	1学校運営充実事業費寄附金	5, 000
計	122, 662	30, 813	153, 475				

款19 繰入金 項 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

10 (10 V) (1)	_ ^ -	13/33/27/11/	12/62 4 312			(1 = 114)
目	補正前	補正額	計	節		説明
	の額			区分	金額	
3 企業団地造 成事業特別 会計繰入金		737, 539	820, 701	1企業団地造 成事業特別 会計繰入金		1企業団地造成事業特別会計繰入金 737,539
計	360, 421	737, 539	, 097, 960			
合計	, 340, 377	737, 539	3 , 077, 916			

款20 諸収入 項 5 収益事業収入

(単位 千円)

		V + 11112 4 /14	V */ *				\ 1 1 <del></del>	1 1 7/
目	補正前	補正額	計	節		説明		
	の額			区分	金額			
1 競輪事業収 入	130, 000	30, 000	160, 000	1競輪事業収入	30, 000	1競輪事業特別会計繰入金	;	30, 000
<del>] </del>	130, 000	30, 000	160, 000					

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

101/20 PH 12/	• 人	不圧ノく				(平)丛	1 1 1/
目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
3	1		1				
雑入	, 653, 201	14, 734	, 667, 935	3雑入	14, 734	1多面的機能支払交付金戻入金(過年	1,026
						度)	
						2その他の雑入	13, 708
	1		1				
計	, 653, 994	14, 734	, 668, 728				
	3		3				
合計	, 263, 073	44, 734	, 307, 807				

款21 市債 項 1 市債

3人21 111月	欠 1 小	[貝					(半世 1月/
目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
1 総務債	, 605, 800	294, 300	, 900, 100	1総務管理債	57, 600	1体育施設整備事業債	57, 600
				2企画債	236, 700	1官民連携推進事業債	236, 700
4 農林水産業 債	485, 700	4, 500	490, 200	1農地債	4, 500	1小規模土地改良事業債	4, 500
6 土木債	, 448, 800	62, 600	, 511, 400	5都市計画債	62, 600	1公園施設整備事業債	62, 600

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

17(11 T) IQ	× 1 11.						-     1 1 J /
目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
10 災害復旧債	9, 400	11, 200	20, 600	1農林水産施 設災害復旧 債	11, 200	1農地農業用施設災害復旧事業債	11, 200
計	19 , 134, 000	372, 600	19 , 506, 600				

款22 繰越金 項 1 繰越金

								(
補正前	補正額	計	節			説	明	
の額			区分	金額				
	2	3		2				2
666, 236	, 435, 032	, 101, 268	1前年度繰越	, 435, 032	1前年度繰越金			, 435, 032
			金					
	2	3						
666, 236	, 435, 032	, 101, 268						
	補正前 の額 666,236	補正前 補正額 の額 2 666,236,435,032 2	補正前 補正額 計 の額 2 3 666,236,435,032,101,268 2 3	補正前     補正額     計     節       の額     区分       2     3       666, 236, 435, 032, 101, 268     1前年度繰越	補正前の額     補正額の額     計区分     金額       666, 236, 435, 032, 101, 268     1前年度繰越, 435, 032       2     3       3     2       435, 032, 101, 268     2	補正前の額     補正額の額     計区分     金額       666, 236, 435, 032, 101, 268     1前年度繰越, 435, 032     1前年度繰越金金	補正前の額     補正額 目 区分     節区分     金額       666, 236, 435, 032, 101, 268     1前年度繰越, 435, 032 金     1前年度繰越金金	補正前の額     補正額 目

# 2 歳 出

### 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

								(+14	1 1 1/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1	4			国					
一般管理費	, 089, 244	176, 332	, 265, 576	18, 601	157, 731	10需用費	1,001	1庁舎維持管理費	176, 332
						12委託料	46, 554		
						16公有財産購	128, 777		
						入費	120,		
5		1	1		1		1		
財政管理費	26, 627	, 800, 000	, 826, 627		, 800, 000	24積立金	, 800, 000	1財政調整基金費	500,000
								2減債基金費	, 300, 000
								10次原金亚黄	, 000, 000
13									
スポーツ振	236, 281	10, 250	246, 531		10, 250	18負担金補助	10, 250	1スポーツ大会事業	10, 250
興費						及び交付金		費	
14	1		1	国					
スポーツ施	, 440, 772	191,000	, 631, 772		13, 400	12委託料	191,000		191,000
設費				債				費	
	0	0	- 11	57, 600	-				
±L.	127 261	177 500	11		1 001 201				
計	, 137, 361	, 111, 582	, 314, 943	138,601 債	, 981, 381				
				与 57, 600					
				0.,000					
L	1		1	1	1	l .			

#### 款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

小八 4 小心力 貝	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11.凹貝						(+11/	1 1 1 /
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
2				県					
企画調査費	252, 311	327, 439	579, 750	9, 375	81, 364	12委託料	314, 939	1企画事務費	12,500
				債				2官民連携推進事業	314, 939
				236, 700				費	
						18負担金補助	12,500		
						及び交付金			
	9		9	県					
計	, 264, 796	327, 439	, 592, 235	9, 375	81, 364				
				債					
				236, 700					

#### 款 2 総務費 項 8 防災費

		1777						\ 1 I——	1 1 4/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1 防災総務費	259, 296	16, 332	275, 628	国 16,332		10需用費	16, 332	1防災対策事業費	16, 332
<del>=</del> +	298, 195	16, 332	314, 527	国 16,332					

(単位 千円)

款	2	総務費	Ċ	項	9	駐車場費	į
			-	h -		1.6	

10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								( 1 12	<u> </u>
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1				国					
駐車場費		30, 893	30, 893	30, 893		27繰出金	30, 893	1駐車場事業特別会	30, 893
								計繰出金	
								, , . ,	
				国					
計		30, 893	30, 893	30, 893					
	21	2	24	国	2				
合計	, 567, 875	, 552, 246	, 120, 121	185, 826	, 062, 745				
				県					
				9, 375					
				債					
				294, 300					
				, -,					
									l

#### 款 3 民生費 項 1 社会福祉費

1		14.工簡性3		44T##		k-k-		(早江	1 17)
目	補正前	補正額	計		財源内訳	節		説明	
	の額				一般財源	区分	金額		
1 社会福祉総 務費	, 821, 088	313, 339	3, 134, 427			10需用費	267	1民生事務費 2新型コロナウイル	292, 526 4, 813
				20, 813		11役務費	11, 529	ス感染症対策基金 費 3福祉基金費	15, 000
						12委託料	20, 730	4福祉奨学基金費	1,000
						19扶助費	260, 000		
						24積立金	20, 813		
2 障害者福祉費	10 , 698, 429	4, 180	10 , 702, 609	国 1,980	2, 200	12委託料	4, 180	1障害者福祉事務費 ・心身障害者福祉 推進事業費 ・自立支援給付事 務処理システム 事業費	4, 180 220 3, 960
3 老人福祉費	, 596, 629	47, 235	, 643, 864	国 47, 235		18負担金補助 及び交付金	47, 235	1ひとり暮らし高齢 者対策費 2地域密着型サービ ス等の拠点整備事 業費	4, 810
7 介護保険費	6, 677, 642	830	6, 678, 472	玉 702	128	27繰出金	830	1介護保険事業特別 会計繰出金	830
8 国民健康保 険費	, 361, 190	5, 731	, 366, 921	国 5,731		27繰出金	5, 731	1国民健康保険事業 特別会計繰出金	5, 731

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

	•		•						( )
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
	32		32	国					
計	, 105, 168	371, 315	, 476, 483	348, 174	2, 328				
				他					
				20,813					

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

款 3 民生費	費 項 2	児童福祉	費					(単位	千円)
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1 児童福祉総 務費	3, 333, 762		3, 337, 062	国 3,300		12委託料	3, 300	1児童健全育成事業 費	3, 300
2 児童措置費	16 , 589, 073		16 , 592, 141	围 1,534	1, 534	19扶助費	3, 068	1助産施設事業費	3, 068
3 母子福祉費	3 , 128, 772		3 , 140, 518	国 5,872	5, 874	12委託料	11, 746	1母子施設事業費	11, 746
5 保育所費	5 , 144, 791		5 , 219, 721	国 68,000	6, 930	12委託料	74, 930	業費	68, 000
7				国				2保育所建設事業費	6, 930
児童館費	285, 218	8, 720	293, 938	501 県	7, 718	12委託料	1, 533	1児童館運営事業費	8, 720
				501		18負担金補助 及び交付金	7, 187		
計	30 , 226, 537		30, 328, 301	国 79,207 県 501	22, 056				
合計	67 , 498, 835		67 , 971, 914	国 427, 381 県 501 他 20, 813	24, 384				

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

- · -	11.001110	•						\ I	1 1 4/
補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節	İ	説	明	
の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
3		3	国						
, 218, 822	90, 573	, 309, 395	90, 573		10需用費	50	1予防接種費		90, 573
					11役務費	179			
					12委託料	90, 344			
	補正前 の額 3	補正前 補正額 の額 3	補正前     補正額     計       の額     3     3	補正前補正額計補正額のの額特定財源33	補正前 の額補正額 特定財源 3計 特定財源 3補正額の財源内訳 特定財源 333国	補正前の額     補正額の財源内訳     節 特定財源 一般財源     区分       3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 3 3 3 3 3	補正前の額     補正額の財源内訳     節特定財源 一般財源     区分     金額       3	の額     特定財源 一般財源     区分     金額       3     3     国       ,218,822     90,573     309,395     90,573     10需用費     50     1予防接種費       11役務費     179	補正前の額     補正額の財源内訳     節特定財源 一般財源     区分     説明       3

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• •	11 0 1111 >	•					· · · · · ·	1 1 47
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
11 病院費	, 395, 340	62, 677	, 458, 017	国 62,677		23投資及び出 資金	62, 677	1病院事業会計出資 金	62, 677
計	7 , 032, 452	153, 250	7 , 185, 702	国 153, 250					

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

<b>到 担 2</b> :	烬児剛工』	Ę					(単位)	十円)
補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
133, 463	11, 055	144, 518	他 4,482		12委託料	2, 090	1地域し尿処理施設 費	11, 055
					14工事請負費	8, 965		
135, 911	8, 316	144, 227	. —	590	8旅費	6, 411	1国際展開事業費	8, 316
					10需用費	15		
					11役務費	956		
					13使用料及び 賃借料	634		
					18負担金補助 及び交付金	300		
4, 328, 241	19, 371		. —	7, 163				
, 360, 693	172, 621			7, 163				
	補正前の額 133,463 135,911 4,328,241	補正前 の額 133,463 11,055 135,911 8,316 328,241 19,371	補正前 の額 計 133, 463 11, 055 144, 518 135, 911 8, 316 144, 227 4, 328, 241 19, 371 , 347, 612 11 11	補正前 何額 計 補正額 計 特定財源 他 133,463 11,055 144,518 他 4,482 135,911 8,316 144,227 7,726	補正前   補正額   計   補正額の財源内訳   特定財源   一般財源   133,463   11,055   144,518   他   4,482   6,573   135,911   8,316   144,227   で 7,726   590   135,911   8,316   144,227   で 7,726   590   132,208   7,163   11   国   153,250   7,163   他   153,250   他   7,163   他   153,250   他   7,163   他   153,250   他	補正前   補正額   計   補正額の財源内訳   医分   133,463   11,055   144,518   4,482   6,573   12委託料   14工事請負費   135,911   8,316   144,227   他   7,726   590   8旅費   10需用費   11役務費   13使用料及び賃借料   18負担金補助及び交付金   4,328,241   19,371,347,612   11,360,693   172,621,533,314   153,250   7,163   他   7,763   17,163   11   13,360,693   172,621,533,314   153,250   7,163   他   7,763   17,163   17,	補正前   補正額   計   補正額の財源内訳   医分   金額     133,463   11,055   144,518   他   4,482   6,573   12委託料   2,090     14工事請負費   8,965     135,911   8,316   144,227   他   7,726   590   8旅費   6,411     10需用費   15   11役務費   956     13使用料及び   634   18負担金補助   及び交付金   11代   10   11   11   11   11   11   1	補正前 の額   補正額   計   補正額の財源内訳   特定財源   一般財源   区分   金額   133,463   11,055   144,518   他

款 5 労働費 項 1 労働諸費

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1 労働諸費	586, 858	50, 103	636, 961	国 50, 103		10需用費	58	1勤労者雇用対	策費	50, 103
						11役務費	45			
						18負担金補助 及び交付金	50,000			

(単位 千円)

款	5	労働費	項 1	労働諸費
/1//	0	77 127 127		

	· / -	/ L-/2 L H / /						\ 1 I—	1 1 4/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節	j	説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
2 職業訓練セ ンター費	2, 142	5, 000	7, 142	他 5,000		24積立金	5, 000	生き方等応援奨学	5,000
								基金費	
計	589, 000	55, 103	644, 103	国 50,103 他					
				5, 000					

#### 款 6 農林水産業費 項 1 農業費

款 6 農林水	く産業費	項1農業	<b>美</b> 費					(単位	千円)
Image: section of the	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1 農業委員会 費	104, 170	1, 136	105, 306	県 1,011	125	10需用費	94	1農業委員会運営事 務費	1, 136
						11役務費	121		
						13使用料及び 賃借料	115		
						17備品購入費	806		
3 農業振興費	489, 204	262, 434	751, 638	国 252, 184 県	1, 250	10需用費	224	1農業振興対策事業 費	252, 184
				7,500 他 1,500		11役務費	60	2農業者育成対策事 業費	10, 250
						18負担金補助 及び交付金	260, 650		
						22償還金利子 及び割引料	1, 500		
6 山村振興費	369, 890	3, 000	372, 890	国 3,000		12委託料	3,000	1山村振興対策事業 費	3,000
7 公設地方卸 売市場費	190, 329	29, 400	219, 729		29, 400	27繰出金	29, 400	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金	29, 400
計	1 , 572, 904	295, 970	1 , 868, 874	国 255, 184 県 8, 511 他 1, 500	30, 775				

(単位 千円)

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

加		· 只 4 成2				•		(十)上	1 1 1/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
2	1		1	債					
土地改良費	, 076, 456	9,011	, 085, 467	4,500	3,740	10需用費	2,000	1農業環境対策費	771
				他				2農村総合整備事業	2,000
				771				費	
						18負担金補助	6, 240	3小規模土地改良事	6, 240
						及び交付金	,	業費補助金	ŕ
						22償還金利子	771		
						及び割引料			
	2		2	債		2 4 2 A 1 4 1 1 1 1			
計	, 261, 324	9,011	, 270, 335		3, 740				
	, ,	,	, ,	他	,				
				771					
	4		5	玉					
合計	, 759, 224	304, 981	, 064, 205		34, 515				
	, ,	, , , , , , ,	, ,	県	, , , , , ,				
				8, 511					
				債					
				4, 500					
				他					
				2, 271					
				2, 211					

#### 款 7 商工費 項 1 商工費

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	1 1 1 1 /
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1 商工総務費	375, 948	737, 539	, 113, 487	, _		24積立金	737, 539	1減債基金費	737, 539
4 工業振興費	371, 105	4, 000	375, 105	玉 4,000		12委託料	4, 000	1新事業創出促進事 業費	4, 000
5 企業立地奨 励費	822, 002	179, 105	, 001, 107		179, 105	18負担金補助 及び交付金	179, 105	1企業立地奨励事業 費	179, 105
7 物産振興費	63, 936	12, 000	75, 936	国 12,000		18負担金補助 及び交付金	12, 000	1岩瀬カナル会館事 業費	12, 000
8 観光振興費	, 425, 087	31, 000	1 , 456, 087	玉 4,000	27, 000	18負担金補助 及び交付金	31, 000	1観光行事費 2コンベンション推 進事業費	4, 000 27, 000
9 企業団地造 成費	102, 073	15, 730	117, 803		15, 730	27繰出金	15, 730	1企業団地造成事業 特別会計繰出金	15, 730
計	, 757, 845	979, 374	5 , 737, 219	国 20,000 他 737,539	221, 835				

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

10 C T   1-2		HALLAH HA		i .		1		(	1 1 4/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
4	1		1	玉					
公園費	, 846, 333	151, 378	, 997, 711	69, 866	18, 912	12委託料	45, 328	1公園管理費	6, 100
				債				2公園整備事業費	116, 812
				62, 600				3ファミリーパーク	28, 466
				o <b>_</b> ,		16公有財産購	104, 812		_0, 100
						入費	101,012		
						八兵			
						17備品購入費	1, 238		
						11)用印牌八負	1, 230		
7	1		1	玉					
	I 500 050	00.700	COO 050	* *		10年47人+444	00.700	1 // 4 大 文 江 4 // 4 // 4 // 4 // 4 // 4 // 4 //	00.700
公共交通対	, 539, 356	89, 700	, 629, 056	89, 700		18負担金補助	89, 700		89, 700
策費						及び交付金		進事業費	
	14		14						
計	, 009, 371	241, 078	, 250, 449		18, 912				
				債					
				62,600					
	21		21	玉					
合計	, 688, 380	241,078	, 929, 458	159, 566	18, 912				
		•		債					
				62, 600					
				02,000					

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

101000	`	11417474						\ 1 1 <del>-/-</del>	1 1 7/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1 常備消防費	3 , 802, 523	2, 662	3 , 805, 185	国 2,500	162	8旅費	162		162
								2消防活動費	2,500
						10需用費	2, 500		
2 非常備消防 費	365, 161	1, 731	366, 892		1, 731	7報償費	1, 000	1分団運営活動費	1, 731
						8旅費	566		
						12委託料	165		
計	, 993, 157	4, 393	, 997, 550	国 2,500	1, 893				

款10 教育費 項 1 教育総務費

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	貿	Ť	説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
6 野外教育活 動センター 費		5, 600	103, 564	玉 5,600		12委託料	5, 600	1野外教育活動セン ター管理運営事務 費	5, 600

(単位 千円)

小10 秋月月	秋10 秋月貝 · 久 1 秋月№初貝										
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明		
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額				
	2		2	国							
計	, 127, 436	5,600	, 133, 036	5,600							

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

秋IU 教育質	[ 4 4	小子忟箕						1	<u>早1火</u>	十円)
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	1	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1 学校管理費	3 , 447, 001	100, 015	3 , 547, 016	国 1,375 他	93, 640	10需用費	1,000	1総務学校管理事 費	-務	1, 375
				5, 000		11役務費	420	2学校運営充実事 費 3施設学校管理事		5, 000 93, 640
						12委託料	29, 615	費	100	30, 010
						16公有財産購 入費	64, 980			
						17備品購入費	4, 000			
3 学校建設費	983, 660	9, 500	993, 160	9,500		12委託料	9, 500	1学校施設整備事 費	業	9, 500
計	, 726, 466	109, 515	, 835, 981	国 10,875 他 5,000	93, 640					

#### 

(畄位 壬田)

款10 教育質	貝 3	甲字校費							(単位	十円)
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1	1		1	国						
学校管理費	, 560, 507	10, 375	, 570, 882	10, 375		12委託料	10, 375	1総務学校管理	事務	1, 375
								費		
								2学校給食設備	整備	9,000
								衛生対策費		
4				国						
給食センタ	459, 592	11, 286	470, 878	11, 286		17備品購入費	11, 286	1給食センター	-管理	11, 286
一費								事務費		
	3		3	国						
計	, 058, 882	21,661	, 080, 543	21,661						

#### 款10 教育費 項 5 社会教育費

冰10 秋月貝	マスリ	<b>江云秋月</b>	₹							(+1)1	1 1 1/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳		節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分		金額			
2 文化費	210, 628	2,000	212, 628	国 2,000		12委託料		2,000	1猪谷関所館管 営費	7理運	2,000
- 17 -											

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

小10 47日月	- 10	<b>工工权日</b>	-4					( -	-177 1 1 1 1 1
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節	İ	説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
3 公民館費	534, 033	1, 765	535, 798	玉 1,765		12委託料	1, 765	1管理運営事務費	1, 765
計	, 843, 766	3, 765	, 847, 531	国 3,765					
合計	13 , 091, 109	140, 541	13 , 231, 650		93, 640				

款11 災害復旧費 項 1 農林水産施設災害復旧費

秋II 火青侈	と旧貨 と	艮 1 展外/	八座爬政火	(吉伐川負					(甲)丛	十円)
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1				県						
農業用施設	18,000	26,000	44,000	13, 450	200	14工事請負費	26,000	1農地農業用施	設災	26,000
災害復旧費				債				害復旧事業費	Ť	
				11, 200						
				他						
				1, 150						
				県						
計	51,000	26,000	77,000		200					
				債						
				11, 200						
				他						
				1, 150						
				県						
合計	53, 500	26,000	79, 500		200					
				債						
				11, 200						
				他						
				1, 150						

#### 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分(追加)

事項	限度額	3 年度末 支出(見			以降の 予定額	左の財	源内訳
		期間	金 額	期間	金額	特定財源	一般財源
富山市立水橋児童 館管理運営費 (令和4年度分)	54, 054			令和5年度 ~ 令和7年度	54, 054	国 3,006 県 3,006	
芝園小学校及び芝 園中学校・中央小 学校・新庄北小学 校包括管理業務委 託費 (令和4年度分)	504, 200			令和5年度 ~ 令和11年度	504, 200		504, 200
富山市立奥田小学 校調理等業務委託 費 (令和4年度分)	58, 212			令和5年度 ~ 令和7年度	58, 212		58, 212
富山市立東部小学 校調理等業務委託 費 (令和4年度分)	57, 196			令和5年度 ~ 令和7年度	57, 196		57, 196
富山市立広田小学 校調理等業務委託 費 (令和4年度分)	51, 222			令和5年度 ~ 令和7年度	51, 222		51, 222
富山市立山室中部 小学校調理等業務 委託費 (令和4年度分)	64, 344			令和5年度 ~ 令和7年度	64, 344		64, 344
富山市立蜷川小学 校調理等業務委託 費 (令和4年度分)	65, 703			令和5年度 ~ 令和7年度	65, 703		65, 703
富山市立呉羽小学 校調理等業務委託 費 (令和4年度分)	60, 456			令和5年度 ~ 令和7年度	60, 456		60, 456
富山市立大沢野小 学校調理等業務委 託費 (令和4年度分)	58, 380			令和5年度 ~ 令和7年度	58, 380		58, 380

事項。		限度額	3年度末までの 支出(見込)額			以降の 予定額	左の財源内訳		
			期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源	
富山市立核校調理等業費 (令和4年	美務委託	52, 668			令和5年度 ~ 令和7年度	52, 668		52, 668	
(仮称) 水 義務教育学 事業費 (令和4年	ど校整備	11,819,857 上記金額に金 利変額のである 連減費のに並びが は変数を がある が が が が が が が が が が が が が が が が が が			令和5年度 ~ 令和22年度	11, 819, 857	国 1,485,036 債 7,178,600	3, 156, 221	
富山市南学 センター調 務委託費 (令和4年	<b>問理等業</b>	234, 795			令和5年度 ~ 令和7年度	234, 795		234, 795	

### 地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

区分		F度中増減見〕 F度中起債見〕		4年度末現在高見込額				
	補正前の額	Ī		補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1 普 通 債	12, 824, 600	361, 400	13, 186, 000	154, 731, 695	361, 400	155, 093, 095		
(1) 土 木	4, 384, 400	62, 600	4, 447, 000	61, 780, 639	62, 600	61, 843, 239		
(2)農林水産	485, 700	4, 500	490, 200	5, 411, 349	4, 500	5, 415, 849		
(8)その他	4, 609, 300	294, 300	4, 903, 600	16, 854, 833	294, 300	17, 149, 133		
2 災害復旧債	9, 400	11, 200	20, 600	83, 620	11, 200	94, 820		
(2)農林水産	9, 400	11, 200	20, 600	59, 838	11, 200	71, 038		
合 計	19, 134, 000	372, 600	19, 506, 600	242, 517, 540	372, 600	242, 890, 140		

駐 車 場 事 業 特 別 会 計



#### 議案第 9 9 号

令和4年度富山市駐車場事業特別会計補正予算 (第1号)

令和4年度富山市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,893千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331,403千 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

//3//	•							
	款		項		補正前の額	補正額	計	
3 繰入	金						30, 893	30, 893
			1 一般会	計繰入金			30, 893	30, 893
	歳	入	合	計		300, 510	30, 893	331, 403

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 駐車場費		300, 510	30, 893	331, 403	
	1 駐車場管理費	300, 510	30, 893	331, 403	
歳出	合 計	300, 510	30, 893	331, 403	

# 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入 款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

目	補正前	補正額	計	節		説明			
	の額			区分	金額				
1 一般会計繰 入金		30, 893	30, 893	1一般会計繰 入金	30, 893	1一般会計繰入金			30, 893
計		30, 893	30, 893						

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節	i	説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1 駐車場管理 費	180, 851	30, 893	211, 744	他 30,893		12委託料	30, 893	1駐車場管理費	7	30, 893
計	300, 510	30, 893		他 30,893						

介護保険事業特別会計



### 議案第100号

令和4年度富山市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 令和4年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111,120 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,14 2,787千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

# 第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

歳 入 (単位 千円)

//X / X	_	15	1.5	(1122 114)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		9, 489, 574	△ 1,170	9, 488, 404
	1 介護保険料	9, 489, 574	△ 1,170	9, 488, 404
3 国庫支出金		9, 653, 853	595	9, 654, 448
	2 国庫補助金	2, 061, 247	595	2, 061, 842
7 繰入金		7, 112, 143	830	7, 112, 973
	1 一般会計繰入金	6, 677, 642	830	6, 678, 472
9 繰越金			1, 110, 865	1, 110, 865
	1 繰越金		1, 110, 865	1, 110, 865
歳   入	合 計	44, 031, 667	1, 111, 120	45, 142, 787

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		780, 196	255	780, 451
	1 総務管理費	363, 808	255	364, 063
2 保険給付費		41, 697, 176		41, 697, 176
	1 介護サービス等諸費	38, 846, 522		38, 846, 522
4 基金積立金		1, 665	626, 297	627, 962
	1 基金積立金	1, 665	626, 297	627, 962
5 諸支出金		177, 750	484, 568	662, 318
	1 償還金及び還付加算金	20, 150	484, 568	504, 718
歳出	合 計	44, 031, 667	1, 111, 120	45, 142, 787

# 歳入歳出予算事項別明細書

# 1歳入

款 1 保険料 項 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
1	9		9				
第1号被保	, 489, 574	△ 1,170	, 488, 404	1現年度分特	$\triangle$ 1, 170	1現年度分特別徴収保険料	$\triangle$ 1, 170
険者保険料				別徴収保険			
				料			
	9		9				
計	, 489, 574	△ 1,170	, 488, 404				

## 款 3 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

	(川金 ,	其 4 国熚	<b>們</b> 男金				(単位 丁	円)
目	補正前	補正額	計	節		説明		
	の額			区分	金額			
1	1		1					
調整交付金	, 771, 433	468	, 771, 901	1現年度分調整交付金	468	1現年度分調整交付金		468
3 介護保険事 業費補助金		127	127	1介護保険事 業費補助金	127	1介護保険事業費補助金		127
未負刑切立				未負佃奶並				
	2		2					
計	, 061, 247	595	, 061, 842					
	9		9			_		
合計	, 653, 853	595	, 654, 448					

## 款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

が 1 N未/\3	区 欠 1	八人二	/木/ \ 亚				(平)匹 1	1 1/
目	補正前	補正額	計	節		説明		
	の額			区分	金額			
4 その他一般 会計繰入金		830	776, 106	2事務費繰入 金	128	1事務費繰入金		128
				3その他一般 会計繰入金	702	1その他一般会計繰入金		702
計	6 , 677, 642	830	6 , 678, 472					
合計	7 , 112, 143	830	7 , 112, 973					

### 款 9 繰越金 項 1 繰越金

目	補正前	補正額	計	節			説	明	
	の額			区分	金額				
1		1	1		1				1
繰越金		, 110, 865	, 110, 865	1前年度繰越	, 110, 865	1前年度繰越金			, 110, 865
				金					
		1	1						
計		, 110, 865	, 110, 865						

# 2 歳 出

# 款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

小 1 和的方具			`						( <del>-</del>	1 1 1/
目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1				玉						
一般管理費	363, 808	255	364, 063	127		13使用料及び	255	1介護保険事務	処理	255
				他		賃借料		システム事業	費	
				128						
				国						
計	363, 808	255	364, 063	127						
				他						
				128						
				玉						
合計	780, 196	255	780, 451	127						
				他						
				128						

#### 款 2 保険給付費 項 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

								(+-11/-	
補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明	
の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
15		15	国						
, 495, 000		, 495, 000	468						
			他						
			△ 468						
38		38	国						
, 846, 522		, 846, 522	468						
			他						
			△ 468						
41		41	国						
, 697, 176		, 697, 176	468						
			他						
			△ 468						
	の額 15 , 495, 000 38 , 846, 522	の額 15 , 495, 000 38 , 846, 522	の額 15 , 495, 000 38 , 846, 522 41 41 41 41	の額 特定財源 15	の額 特定財源 一般財源  15 , 495, 000 468 他 △ 468  , 846, 522 468 他 △ 468  41 , 697, 176 468 他 △ 468  他 △ 468	の額 特定財源 一般財源 区分  15	の額 特定財源 一般財源 区分 金額  15 ,495,000 468 他	の額 特定財源 一般財源 区分 金額  15 ,495,000 468 他	の額 特定財源 一般財源 区分 金額 15

#### 款 4 基金積立金 項 1 基金積立金

(単位 千円)

水 4 至並作	47. 本	只 1 巫並作	貝工並						(中)上	1 7
目	補正前	補正額	計		財源内訳	節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1 介護給付費 準備基金積 立金		626, 297	627, 962	他 626, 297		24積立金	626, 297	1介護給付費準 金積立金	備基	626, 297
計	1, 665	626, 297		他 626, 297						

### 款 5 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節			説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額				
3 償還金		484, 568	484, 568	他 484, 568		22償還金利子	484, 568	1償還金			484, 568
						及び割引料					
計	20, 150	484, 568	504, 718	他 484, 568							

款 5 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説	明
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
合計	177, 750	484, 568	662, 318	他 484, 568					

国民健康保険事業特別会計



# 議案第101号

令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 令和4年度富山市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並 びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 」による。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

# 第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

表 入 \_\_\_\_\_\_(単位 千円)

//1/X / <b>\</b>				(     1   1   1   1   1   1   1   1   1
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5, 884, 290	△ 9, 552	5, 874, 738
	1 国民健康保険料	5, 884, 290	△ 9, 552	5, 874, 738
3 県支出金		24, 007, 967	3, 821	24, 011, 788
	1 県負担金・補助金	24, 007, 967	3, 821	24, 011, 788
5 繰入金		2, 624, 819	5, 731	2, 630, 550
	1 一般会計繰入金	2, 361, 190	5, 731	2, 366, 921
歳  入	合 計	32, 557, 773		32, 557, 773

# 歳入歳出予算事項別明細書

# 1歳入

款 1 国民健康保険料 項 1 国民健康保険料

(単位 千円)

	CACLUSCI		I I WALL	A LIDEAL I				( <del>                                      </del>
目	補正前	補正額	計	節			説明	
	の額			区分	金額			
1	5		5					
一般被保険	, 882, 786	$\triangle$ 9,552	, 873, 234	1医療給付費	$\triangle$ 9,552	1現年度分		$\triangle$ 9, 552
者国民健康				分現年度賦				
保険料				課分				
	5		5					
計	, 884, 290	$\triangle$ 9,552	, 874, 738					

# 款 3 県支出金 項 1 県負担金・補助金

(単位 千円)

W 0 /N ~ D	1 <u>1</u> 2	1 /1/// 1-	75 1111-227	1/-		( <del>-</del> 124	1 1 3/
目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
1	23		23				
保険給付費	, 975, 660	3,821	, 979, 481	2保険給付費	3, 821	1保険給付費等交付金(特別交付金)	3,821
等交付金				等交付金(		国特別調整交付金分	
				特別交付金			
				)			
	24		24				
計	, 007, 967	3,821	, 011, 788				

### 款 5 繰入金 項 1 一般会計繰入金

10 t 0 10 to 1 T		///	12142				( )
目	補正前	補正額	計	節		説明	
	の額			区分	金額		
1	2		2				
一般会計繰	, 361, 190	5, 731	, 366, 921	6その他一般	5, 731	1その他一般会計繰入金	5, 731
入金				会計繰入金			
	2		2				
計	, 361, 190	5, 731	, 366, 921				
	2		2				
合計	, 624, 819	5, 731	, 630, 550				

企業団地造成事業特別会計



### 議案第102号

令和4年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算(第2号) 令和4年度富山市の企業団地造成事業特別会計補正予算(第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753,269千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,221,4 64千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

/// / \				(11=
款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		355, 951	737, 158	1, 093, 109
	1 財産運用収入	83, 246	△ 7, 213	76, 033
	2 財産売払収入	272, 705	744, 371	1, 017, 076
2 繰入金		102, 073	15, 730	117, 803
	1 一般会計繰入金	102, 073	15, 730	117, 803
3 諸収入		10, 171	381	10, 552
	1 雑入	10, 171	381	10, 552
歳   入	合 計	468, 195	753, 269	1, 221, 464

歳 出 (単位 千円)

款			項	補正前の額	補正額	計
1 企業団地造成	事業費			83, 312	753, 269	836, 581
		1 企業団	地造成事業費	83, 312	753, 269	836, 581
歳	出	合	計	468, 195	753, 269	1, 221, 464

# 歳入歳出予算事項別明細書

# 1歳入

# 款 1 財産収入 項 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前	補正額	計	節			説	明	
	の額			区分	金額				
1 財産貸付収 入	83, 246	△ 7, 213	76, 033	1土地貸付収入	△ 7, 213	1土地貸付収入			△ 7, 213
<b>一</b>	83, 246	△ 7, 213	76, 033						

#### 款 1 財産収入 項 2 財産売払収入

(単位 千円)

小八 1 片 1/主 4		2 対圧ル	1442/						(+)14	1 1 1/
目	補正前	補正額	計	節			説	明		
	の額			区分	金額					
1 不動産売払 収入	272, 705	744, 371	, 017, 076	1土地売払収 入	744, 371	1土地売払収入				744, 371
<del>=</del> +	272, 705	744, 371	, 017, 076							
合計	355, 951	737, 158	, 093, 109							

#### 款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

7) C 1 //// C 1	_ ^ -	/3/2/11/	12/62 4 312						( )	1 1 3/
目	補正前	補正額	計	節			説	明		
	の額			区分	金額					
1 一般会計繰 入金	102, 073	15, 730	117, 803	1一般会計繰入金	15, 730	1一般会計繰入金				15, 730
計	102, 073	15, 730	117, 803							

# 款 3 諸収入 項 1 雑入

40 C HI D CO		/ μ / •							\ 1 I	1 1 4/
目	補正前	補正額	計	節			説	明		
	の額			区分	金額					
1 雑入	10, 171	381	10, 552	1雑入	381	1雑入				381
計	10, 171	381	10, 552							

2 歳 出 款 1 企業団地造成事業費 項 1 企業団地造成事業費

目	補正前	補正額	計	補正額の	財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1 企業団地造 成事業費	150	15, 730	15, 880	他 15,730		22償還金利子 及び割引料	15, 730	1企業団地造成事業 費	15, 730
2 繰出金	83, 162	737, 539	820, 701	他 737, 539		27繰出金	737, 539	1一般会計繰出金	737, 539
計	83, 312	753, 269	836, 581	他 753, 269					

競 輪 事 業 特 別 会 計



### 議案第103号

令和4年度富山市競輪事業特別会計補正予算 (第1号)

令和4年度富山市の競輪事業特別会計補正予算(第1号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,693,66 7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,9 87,785千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

# 第1表 歳入歳出予算補正 歳 入

歳 入 (単位 千円)

#3/ <b>3</b>				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業収入		17, 237, 596	10, 693, 667	27, 931, 263
	1 競輪事業収入	17, 237, 596	10, 693, 667	27, 931, 263
歳   入	合 計	17, 294, 118	10, 693, 667	27, 987, 785

歳出							(単位 千円)
	款			項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費					17, 294, 118	10, 693, 667	27, 987, 785
			1 競輪費		17, 294, 118	10, 693, 667	27, 987, 785
	歳	出	合	計	17, 294, 118	10, 693, 667	27, 987, 785

# 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入 款 1 競輪事業収入 項 1 競輪事業収入

Ħ	補正前	補正額	計	節		説明			
	の額			区分	金額				
1	16	10	27		10				10
事業収入	, 811, 089	, 693, 667	, 504, 756	2車券売上収	, 693, 667	1車券売上収入			, 693, 667
				入					
	17	10	27						
計	, 237, 596	, 693, 667	, 931, 263						

2 歳 出 款 1 競輪費 項 1 競輪費

小八 1 邓九平市 5		77九千冊 貝						(手口	r 111)
目	補正前	補正額	計		財源内訳	節		説明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額		
1	17	10	27	他 10					8
競輪費	, 164, 118	, 663, 667	, 827, 785	, 663, 667		7報償費	88, 848	1開催費	, 658, 467 2
						12委託料	, 040, 398	2施設整備等協賛競 輪事業費 3全日本プロ選手権	
						13使用料及び 賃借料	156, 228	競輪事業費	
						18負担金補助 及び交付金			
						22償還金利子 及び割引料			
2				他					
繰出金	130, 000	30,000	160, 000	30, 000		27繰出金	30, 000	1一般会計繰出金	30,000
	17	10	27	他 10					
計		, 693, 667							

公設地方卸売市場事業特別会計



### 議案第104号

令和4年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第 1号)

令和4年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,400千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ446,002千 円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に よる。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歲入歲出予算補正 歲 入 (単位 千円)

_	/// / <b>\</b>							
	款			項		補正前の額	補正額	計
Ī	3 繰入金					190, 329	29, 400	219, 729
				1 一般会	計繰入金	190, 329	29, 400	219, 729
		歳	入	合	計	416, 602	29, 400	446, 002

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 公設地方卸売市場費		327, 000	29, 400	356, 400	
	2 建設事業費	110, 247	29, 400	139, 647	
歳出	合 計	416, 602	29, 400	446, 002	

# 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入 款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

_	20 C O 10 C O C T		///	1117						\ I I	1 1 4/
	目	補正前	補正額	計	節			説	明		
		の額			区分	金額					
	1 一般会計繰 入金	190, 329	29, 400	219, 729	1一般会計繰 入金	29, 400	1一般会計繰入金				29, 400
	計	190, 329	29, 400	219, 729							

# 2 歳 出 款 1 公設地方卸売市場費 項 2 建設事業費

	1/2 2/1/11/11	~~~	- / - / - / - /	/14//					\ I  —-	1 1 4/
目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
	の額			特定財源	一般財源	区分	金額			
1				他						
建設事業費	110, 247	29, 400	139, 647	29, 400		18負担金補助	29, 400	1建設事業費		29, 400
						及び交付金				
				他						
計	110, 247	29, 400	139, 647	29, 400						
				他						
合計	327,000	29, 400	356, 400	29, 400						

公共下水道事業会計



### 議案第105号

令和4年度富山市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

- 第1条 令和4年度富山市公共下水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和4年度富山市公共下水道事業会計予算第10条を第11 条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に 次の1条を加える。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、 次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
浜黒崎浄化さ 橋浄化センタ 業務委託費		自令和 至令和	5 年度 7 年度	2, 27	79,20	00 千円

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

# 債務負担行為に関する調書

## 当該年度提出に係る分

(単位 千円)

							(+-1-	<u> </u>	
	限度額	3年度末	<b>までの</b>	4年度	以降の				
<b>*</b> #		支払義務発生		支払義務発生		左の財源内訳			
事項		(見込)額		予 5	予 定 額				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	企業債	その他	
浜黒崎浄化セン ター・水 橋 化 セン タ 維 持 管 理 業 委 託 (令和 4 年度分)	2 270 200			令和5年度 ~ 令和7年度	2,279,200			2,279,200	

病 院 事 業 会 計



### 議案第106号

令和4年度富山市病院事業会計補正予算(第1号)

- 第1条 令和4年度富山市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 令和4年度富山市病院事業会計予算(以下「予算」という。
  - ) 第2条第4号を次のとおり改める。
- (4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費

6 4 7, 3 2 9 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

第 1 款 資本的収入 715,893千円 62,677千円 778,570千円 第 2 項 出 資 金 170,446千円 62,677千円 233,123千円 支 出

第1款 資本的支出 1,353,772千円 62,677千円 1,416,449千円 第1項 建設改良費 584,652千円 62,677千円 647,329千円 第4条 予算第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、 次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
情報システム推進支援業務	全体最適化 5委託費		4 年度 5 年度	1	9,80	0 千円
放射線画像管等更新業務委	,		4 年度 5 年度	25	0,00	0 千円

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

## 令和4年度富山市病院事業会計予算実施計画

### 資本的収入及び支出

収入

	-																																						
款	項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		項		目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的収入				ғя 715,893	<sup>千円</sup> 62,677	<sup>千円</sup> 778,570																																	
	2 出 資	金		170,446	62,677	233,123																																	
			1 他会計からの 1 出 資 金	170,446	62,677	233,123																																	

	支 出											
款	項	Ш	既決予定額	補正予定額	合 計	備考						
1 資本的支出			<sup>千円</sup> 1,353,772	<sup>手用</sup> 62,677	<sup>千円</sup> 1,416,449							
	1建設改良費		584,652	62,677	647,329							
		1施設工事費	107,500	19,800	127,300							
		2資産購入費	477,152	42,877	520,029							

## 令和4年度富山市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 295,579	$\triangle$ 295,579	
減価償却費	791,644	791,644	
引当金の増減額(△は減少)	41,762	41,762	
長期前受金戻入額	△ 21,195	$\triangle$ 21,195	
受取利息及び受取配当金	$\triangle$ 1	$\triangle 1$	
支払利息	19,728	19,728	
資産減耗費	12,735	12,735	
たな卸資産の増減額(△は増加)	2,340	2,340	
未収金等の増減額(△は増加)	48,915	48,915	
未払金等の増減額(△は減少)	△ 4,195	$\triangle$ 4,195	
流動資産及び流動負債の増減額(△は増加)	$\triangle$ 2,351	$\triangle$ 7,977	△ 5,626
小 計	593,803	588,177	△ 5,626
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△ 19,728	△ 19,728	
業務活動によるキャッシュ・フロー	574,076	568,450	△ 5,626
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 531,501	△ 588,552	△ 57,051
国庫補助金等による収入	3,137	3,137	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 528,364	△ 585,415	△ 57,051
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	542,300	542,300	
企業債の償還による支出	△ 769,120	△ 769,120	
他会計からの出資による収入	170,446	233,123	62,677
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 56,374	6,303	62,677
資金増加額(又は減少額)	△ 10,662	△ 10,662	
資金期首残高	502,295	502,295	
資金期末残高	491,633	491,633	

# 債務負担行為に関する調書

## 当該年度提出に係る分

(単位 千円)

							(井
	限度額	3年度末	<b></b> までの	4年度	以降の		
± ~=		支払義	務発生	支払義	務発生	左の財源内訳	
事 項		(見	込)額	予 気	官 額		
		期間	金額	期間	金額	企業債	その他
情報システム 全体最適化推進 支援業務委託費 (令和4年度分)				令和4年度 ~ 令和5年度	19,800		19,800
放射線画像管理システム等 更新業務委託費 (令和4年度分)	250,000			令和4年度 ~ 令和5年度	250,000	250,000	

### 議案第107号

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制 定の件

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 富山市職員の育児休業等に関する条例(平成17年富山市条例第4 0号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を している場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期 の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育

児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到 達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してす る育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくは これに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末 日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業 法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれか の日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げ る場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児 休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該 任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任 期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の 初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常 勤職員が」に、「とき。」を「場合(当該子についてこの号に掲げる 場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げ る事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則 で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する 場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする 」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者 がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該 当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のよう に加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の 配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当 してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該 子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- 第2条の3第3号に次のように加える。
  - エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常 勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場

合に該当して育児休業法等育児休業をする場合にあっては、当該 育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日 後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことが ない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、 57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」 に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の富山市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

### 議案第108号

富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 制定の件

富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (富山市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 富山市職員の定年等に関する条例(平成17年富山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (第6条一第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3号まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年(医療業務に従事する医師及び歯科医師は、年齢65年)」を「65年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保健所に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する 異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第 1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延 長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に 規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占め ている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当 該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることに ついて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該 職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起 算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により期限が延長さ勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長さ

れた職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、富山 市職員の給与に関する条例(平成17年富山市条例第62号)第 9条又は富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (平成17年富山市条例第295号)第4条に規定する管理職手 当を支給される職員の職(医療業務に従事する医師及び歯科医師 が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢 は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への 降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を 行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第2 7条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を 遵守しなければならない。
  - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をすること。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)
- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
  - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することがで きる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群( 職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これら の欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別 の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。 以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員に ついて、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制 上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督 職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に 係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該 管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の 職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充す ることができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、 当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起 算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き 当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま

勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。(異動期間の延長等に係る職員の同意)
- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合 及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合 には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することが

できる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合であって、本市が加入するものをいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。 第5章 雑則
- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における 第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期 間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。ただし、医療業務に従事する医師及び歯 科医師については、この限りでない。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 2 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	6 3 年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における 第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 6 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 7 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで

6 9 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他 の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医 療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において 同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下こ の項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度 」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度 に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を 行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提 供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することと なった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を 除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する 年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異 動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該 年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢6 0年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内 容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌 日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成17年富山市条例第39号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は 第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は 第22条の5第1項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条 の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短 時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第18条中「 再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め る。

(富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 富山市職員の育児休業等に関する条例 (平成17年富山市条 例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次 に次の1号を加える。

(3) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第15条の表第5条第11項の項を削り、同表中「再任用短時間 勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「別表第5備考 3」を「別表第6備考3」に改める。

第22条の表中「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」を 「定年前再任用短時間勤務職員」に、「別表第5備考3」を「別表 第6備考3」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用 短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への富山市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への富山市職員の派遣等に関する条例(平成1 7年富山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される富山市職員の処遇等に 関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される富山市職員の処遇 等に関する条例(平成17年富山市条例第42号)の一部を次のよ うに改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富山市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成17年富山市条例第43号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(富山市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 富山市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年 富山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第3条中「おいて」の次に「、その発令の日に受ける」を加え、 同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10 分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 (富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 富山市職員の給与に関する条例 (平成17年富山市条例第6 2号) の一部を次のように改正する。

第5条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同 条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により

採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

第15条第1項第1号中「(以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「 その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「 定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第1項中「限り、法第28条の4第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用さ れた職員を除く」を「限る」に改める。

第32条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第5条第3項から第8項まで、第10条」に、「、第14条及び第31条」を「及び第14条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。附則に次の8項を加える。

- 19 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 医療業務に従事する医師及び歯科医師
  - (3) 富山市職員の定年等に関する条例(平成17年富山市条例第45号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
  - (4) 富山市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の 規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例 第9条第1項又は第2項の規定より延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- 21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた 職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及 び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続

き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則 第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定 する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給され る職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、 当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、 前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 4 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 2 5 附則第19項の規定の適用を受ける職員には、市長の定める ところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動すること となった旨の通知を行うものとする。
- 26 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他 附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市 長が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前 再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように 改める。

定年前 再任用 短時間	基準給 料月額	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
勤務職員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前 再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように 改める。

定年前 再任用 短時間	基準給 料月額		基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額
勤務職 員	241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500	451, 700

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前 再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように 改める。

定	年	基	準	給料	基	準	給	料	基	準	給	料	基	準	給	料	基	準	給	料
前	再	月	額		月	額			月	額			月	額			月	額		
任	用		23	5, 600	)	28	2, 8	800		293	3, 8	800		31	5, 7	00		39	9, 7	00
短	時																			
間	勤																			
務	職																			
員																				

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前 再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように 改める。

定年	基	準	給米	斗	基	準	給	料	基	準	給	料	基	準	給	料	基	準	給	料
前再	月	額			月	額			月	額			月	額			月	額		
任用		29	6, 20	О		33	8, 6	600		39	3, 0	000		460	3, 0	00		56	5, 9	00
短 時																				
間勤																				
務 職																				
員																				

別表第6備考3中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(富山市職員の退職手当支給条例の一部改正)

第9条 富山市職員の退職手当支給条例 (平成17年富山市条例第64号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6 第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に 改める。

第6条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6 第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に 改め、同条第2項中「(前項」を「(同項」に改める。

第7条中「15年」を「20年」に改める。

第10条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第11条第4項において」に改め、「額(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第13条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第19条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再 任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号 及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に 改める。 第21条第1項中「にあっては」を「には」に改める。

第22条第1項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第3項中「まで」の次に「及び附則第13項から第21項まで」を加える。

附則第4項中「第6条の2」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第5項中「第6条」の次に「又は附則第14項」を加える。 附則に次の9項を加える。

- 13 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第13項」とする。
- 14 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第14項」とする。
- 15 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する 退職手当の基本額については適用しない。
  - (1) 医療業務に従事する医師及び歯科医師
  - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

- 16 富山市職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 当分の間、第5条第1項第4号並びに第6条第1項第3号、 第6号及び第7号に掲げる者に対する第7条及び第10条の3の 規定の適用については、第7条中「定年に」とあるのは「定年( 附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、 附則第15項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、附則第 15項第2号に掲げる職員にあっては市長が定める年齢とする。 ) に」と、同条の表第5条第1項の項、第6条第1項の項、第6 条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに 第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第 10条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「そ の者に係る定年(附則第15項各号に掲げる職員以外の者にあっ ては60歳とし、附則第15項第1号に掲げる職員にあっては6 5歳とし、附則第15項第2号に掲げる職員にあっては市長が定 める年齢とする。) と退職の日におけるその者の年齢との差に相 当する年数1年につき」とする。
- 18 当分の間、第5条第1項第4号並びに第6条第1項第3号、 第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であって、 退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同 表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(市長が定める者を 除く。)に対する第7条及び第10条の3の規定の適用について は、第7条中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第5条第 1項の項、第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び 第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の 項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「1 00分の3(退職の日において定められているその者に係る定年 と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年で

ある職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第15項各号に掲げる職員以外の者	6 0 歳
附則第15項第1号に掲げる職員	6 5 歳
附則第15項第2号に掲げる職員	市長が定める年齢

- 19 当分の間、第5条第1項第4号及び第6条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第7条及び第13条の規定の適用については、第7条及び第13条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第7条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第13条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であっ 2 0 て附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢 に達する日前に退職したときにおける第7条及び第10条の3の 規定の適用については、第7条の表第5条第1項の項、第6条第 1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第 2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第 1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3(退職の 日において定められているその者に係る定年と退職の日における その者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 100分の2)」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げ る者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるそ の者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割 合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合 」とする。
- 21 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第18項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第7条及び第10条の3

の規定の適用については、第7条の表第5条第1項の項、第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第10条の3の表第10条の項、第10条の2第1号の項及び第10条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改 正)

第10条 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 ( 平成17年富山市条例第295号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」 」に改める。

第27条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項 又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項 又は第22条の5第1項」に改める。

(富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の 一部改正)

第11条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する 条例(平成18年富山市条例第6号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「に、勤務時間条例第2条第3項の 規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た 額とする」とあるのは、「とする」と読み替えるものとする。

第8条第2項中「第6条」を「第5条第11項」に改める。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改める。

(富山市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 富山市職員の再任用に関する条例(平成17年富山市条例 第36号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則 第11条の規定は、公布の日から施行する。

(富山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の富山市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の富山市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月 1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下こ の項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基 準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以 下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日で ある場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年

- )を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に 規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に 設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年 の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下 「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定に より勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における 当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日 の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員( 当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、 降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(富山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等 の再任用に関する経過措置)

- 第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3 条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者

を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経 過する日までの間にある者

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務 した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、 令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務 員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了した ことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる

者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を 経過する日までの間にある者

- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を 超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日 は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を 更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第 2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若し くは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前 項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前 の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業 績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である 場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらか じめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(新条例第 13条第1項に規定する組合をいう。以下同じ。)における前条第 1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあ る者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係 る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定 める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、 当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超

えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準 用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にか かわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達 年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする 短時間勤務の職(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短 時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短 時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当 該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における 旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施 行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職に あっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合 において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務 が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定 年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。 )に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に 基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時 間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規 定を準用する。
- 第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法 第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4 第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に 掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であっ て、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相 当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情 報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該 短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規 定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に 掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に 規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合におけ

る旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。 (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で 定める者及び職員)

- 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に 掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規 定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をい う。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとし た場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日におけ る新条例定年を超える職とする。
  - (1) 基準日以後に新たに設置された職 (短時間勤務の職を含む。)
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職 (短時間 勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規 定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、

同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項 に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合にお いて、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とす る。

(富山市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用 短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1 日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この 条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準 日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年 相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当 年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に 限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の 職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新 条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日 の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者とな った者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により 勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前 日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間 勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定め る短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12 条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例 原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第1 3条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時 間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における 当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年 相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定 める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間 勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める 年齢は、年齢60年とする。

(富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経 過措置)

第12条 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第2条の規定による改正後の富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短期間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(富山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第13条 第8条の規定による改正後の富山市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又はこの条例附則第2条第1項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 第14条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下 この条及び次条において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職 員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用され る新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間 勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第5条第2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額と する。
- 第15条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第1 10号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定 再任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「に、新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 第16条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用 短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場

合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前 再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条 例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属す る職務の級に応じた額に、新勤務時間条例第2条第3項の規定によ り定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 第17条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項、第30条第2項第2号及び第32条の規定を適用する。
- 第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第2項第2号並びに第19条第2項及び第4項の規定を適用する。
- 第19条 附則第14条から前条までに定めるもののほか、暫定再任 用職員に関し必要な事項は、市長が定める。

(富山市職員の退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の富山 市職員の退職手当支給条例第2条第1項の規定の適用については、 同項中「第22条の5第1項」とあるのは、「第22条の5第1項、 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則 第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6 条第1項若しくは第2項若しくは第7条第1項若しくは第3項」と する。

(富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用職員については、第10条の規定による改正後 の富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、 第6条、第18条及び第19条の規定は適用しない。

#### 議案第109号

富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例 富山市職員の退職手当支給条例(平成17年富山市条例第64号) の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第12項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第11項 の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富山市職員の退職手当支給条例第15条第4項の規定は、 令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準 ずるものとして市長が定める職員に該当するに至った者について適

用する。	

#### 議案第110号

富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件 富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように定め る。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例

第1条 富山市芸術文化ホール条例 (平成17年富山市条例第116 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「「ホール」を「「芸術文化ホール」に改める。

第2条中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「ホール」を「芸術文化ホール」に 改め、同条各号を次のように改める。

(1) 大ホール

アホール

イ リハーサル室

ウ ハイビジョンシアター

(2) 中ホール

ア練習室

イ 音楽鑑賞室

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設

第3条の2中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

第3条の3第1号中「ホール」を「芸術文化ホール」に改め、同条第2号中「ホール」を「芸術文化ホール」に、「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同条第3号及び第4号中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。

第3条の4から第5条までの規定中「ホール」を「芸術文化ホー

ル」に改める。

第9条第2号中「ハイビジョンシアター」の次に「、練習室若し くは音楽鑑賞室」を加える。

第14条第3号中「ホール」を「芸術文化ホール」に改める。 別表中備考以外の部分を次のように改める。

## 別表(第7条関係)

		種別			使用印	時間区分に	よる金額	(円)		超過料 金1時
				9時~1 2時	13時~ 17時	18時~ 22時	9時~1 7時	13時~ 22時	9時~2 2時	型につ 間につ き (円)
大	ホ	全	部使用	110,000	132,000	165,000	198, 000	275, 000	330,000	55,000
ホ	_	_	客席の	88,000	110,000	132,000	165, 000	220,000	275,000	44,000
_	ル	部	5 階部							
ル		使	分を除							
		用	いた使							
			用							
			客席の	66,000	88,000	110,000	132, 000	176, 000	220,000	33, 000
			4階及							
			び5階							
			部分を							
			除いた 使用							
			客席の	44,000	66, 000	88,000	99, 000	143, 000	165, 000	22,000
			3階、	11,000	00, 000	00,000	33,000	140,000	100,000	22,000
			4階及							
			び5階							
			部分を							
			除いた							
			使用							
			サル室	4, 950	5, 500	6,600	9, 900	11, 550	13, 200	2,530
			ジョン	1時間につ	つき 660円	]				
		アタ						1	Γ	
中			11及び	1, 100	1, 400	1,700	2, 200	2,800	3, 500	500
ホ		習室								
		習室		2, 300	2,800	3, 400	4, 400	5, 600	7, 100	1, 100
ル			賞室	2,900	3,500	4, 300	5, 500	7, 100	9,000	1, 400
附	属設	河		市長が別に	_正める額					

別表備考1及び備考2中「大ホール」の次に「のホール」を加え、 同表備考3中「大ホール、リハーサル室又はハイビジョンシアター 」を「芸術文化ホール」に改め、同表備考4及び備考5中「大ホール」の次に「のホール」を加える。

第2条 富山市芸術文化ホール条例の一部を次のように改正する。 第3条第2号イを同号カとし、同号アを同号オとし、同号にアからエまでとして次のように加える。 アホール

イ楽屋

ウ ホワイエ

エ ウォーミングアップ室

第9条第2号中「のみ」を「、楽屋、ホワイエ若しくはウォーミングアップ室のみの使用」に改める。

別表中ホールの部練習室1及び練習室3の項の前に次のように加える。

ホール	22, 100	26, 400	32, 400	41, 200	52, 700	66, 400	11, 100
楽屋中	1,000	1, 200	1,400	1,800	2, 400	3,000	500
楽屋大	1,400	1,700	2, 100	2,700	3,500	4,500	700
1階ホワイエ	3, 400	4, 100	5,000	6, 400	8, 200	10, 400	1,700
2階ホワイエ	2, 100	2,600	3, 200	4,000	5, 200	6,600	1,000
ウォーミング	1,400	1,700	2, 100	2,700	3,500	4, 400	700
アップ室							

別表備考1中「又はハイビジョンシアター」を「若しくはハイビジョンシアター又は中ホールのホール、ホワイエ若しくはウォーミングアップ室」に改め、同表備考2及び備考4中「のホール」の次に「又は中ホールのホール」を加え、同表備考5中「のホール」の次に「若しくは中ホールのホール」を加え、「のみ」を「若しくはウォーミングアップ室のみを使用する場合又は中ホールのホールを使用しないでホワイエのみを」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月3日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定 令和5年10月1日(準備行為)
- 2 第1条の規定による改正後の富山市芸術文化ホール条例第3条第2 号に掲げる施設に係る使用の承認、使用料の徴収その他の当該施設を 供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、同 条例の規定の例により行うことができる。

3		第	2	条	<i>(</i> )	規	定	に	ょ	る	改	正	後	<i>(</i> )	富	Щ	市	芸	術	文	化ホ	: —	ル	条	例	第	3	条	第 2	2
	号	ア	カ	5	工	ま	で	に	掲	げ	る	施	設	に	係	る	使	用	の	承	認、	使	用	料	の	徴	収	そ	の化	<u>h</u>
	Ø	当	該	施	設	を	供	用	す	る	た	め	に	必	要	な	準	備	行	為	は、	附	則	第	1	項	第	2	号に	
	掲	げ	る	規	定	の	施	行	前	に	お	V	て	ŧ	`	同	条	例	の	規	定の	例	に	ょ	り	行	う	ک	とカ	ž
	で	き	る	0																										

#### 議案第111号

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の 使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用 の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の 使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用 の公営に関する条例(平成17年富山市条例第9号)の一部を次のよ うに改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、 同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 議案第112号

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスター の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスター の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成17年富山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 議案第113号

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に 関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に 関する条例の一部を改正する条例

富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年富山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の 公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日 の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例 による。

## 議案第114号

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件 富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定 める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例 第1条 富山市公設地方卸売市場条例(平成22年富山市条例第64 号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「第19条及び第20条」を「第18条から第 20条まで」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3(第59条関係)

種別	区分	金額 (円)
卸売業者市	青果棟	卸売場面積1平方メートル1月に
場使用料		つき 990
	上記以外の	卸売場面積1平方メートル1月に
	施設	つき
		甲 99
		乙 66
		丙 143
		卸売金額(せり売、入札又は相対
		取引に係る価格に限る。)の1,
		000分の3.3
仲卸業者市	青果棟	仲卸売場面積1平方メートル1月
場使用料		につき 1,540
	上記以外の	仲卸売場面積1平方メートル1月
	施設	につき
		甲 825
		乙 1, 320
		第39条第2項ただし書の規定に
		より買い入れた物品の販売金額(
		消費税額及び地方消費税額を除く
		。)の1,000分の3.3
関連事業者	関連店舗・	1平方メートル1月につき 1,

市場使用料	事務所棟	5 4 0
71. 32 02 713 11	上記以外の	1平方メートル1月につき
	施設	甲 990
		乙 1,595
事務所使用	青果棟	1平方メートル1月につき 77
料		0
	関連店舗・	1平方メートル1月につき 1,
	事務所棟	5 9 5
	上記以外の	1平方メートル1月につき
	施設	甲 627
		乙 792
		丙 836
		丁 880
倉庫使用料		1平方メートル1月につき
		甲 594
	11: ) 1	Z 8 8 0
加工所使用	花き加工所	1平方メートル1月につき 1,
料		4 3 0
福利厚生施		1 平方メートル 1 月につき 5 5
設使用料		
冷蔵庫使用	冷蔵庫A棟	1月につき 2,640,000
料	冷蔵庫B棟	1月につき 1,760,000
保冷庫使用料	青果部保冷 庫	1 平方メートル 1 月につき 5 3     2
19	青果棟保冷	1 平方メートル 1 月につき 1,
	庫	$\begin{bmatrix} 1+37 & 177 & 1$
空地使用料	) <del>- -</del>	1 平方メートル 1 月につき 5 5
井戸水使用		量水器 1 個 1 月 につき 4 9 5
料		使用水量1立方メートルにつき
場内通信回		1月につき
線使用料		甲 44,000
/// IX / II T I		Z 33,000
		,

第2条 富山市公設地方卸売市場条例の一部を次のように改正する。 別表第3卸売業者市場使用料の部青果棟の項の次に次のように加 える。

花き棟	卸売場面積1平方メートル1月に
	つき 440

別表第3卸売業者市場使用料の部上記以外の施設の項中「丙 1 4 3」を削り、同表仲卸業者市場使用料の部青果棟の項の次に次のように加える。

花き棟 仲卸売場面積1平方メートル1月 につき 1,320

別表第3仲卸業者市場使用料の部上記以外の施設の項中

を

仲卸売場面積1平方メートル1月 につき 甲 825

乙 1, 3 2 0

仲卸売場面積1平方メートル1月 につき 825

に改め、同表事務所使用料

の部青果棟の項の次に次のように加える。

花き棟 1 平方メートル 1 月につき 8 3 6

別表第3事務所使用料の部関連店舗・事務所棟の項の次に次のように加える。

花き加工所1 平方メートル 1 月につき8 80

別表第3事務所使用料の部上記以外の施設の項中「丙 836」 及び「丁 880」を削る。

第3条 富山市公設地方卸売市場条例の一部を次のように改正する。 別表第3卸売業者市場使用料の部青果棟の項の次に次のように加 える。

水産棟	卸売場面積1平方メートル1月に
	つき 935

別表第3卸売業者市場使用料の部上記以外の施設の項を削り、同表仲卸業者市場使用料の部青果棟の項中「青果棟」の次に「及び水産棟」を加え、同部上記以外の施設の項を削り、同表関連事業者市場使用料の部上記以外の施設の項を次のように改める。

関連店舗棟 1 平方メートル 1 月につき 1, 5 9 5

別表第3事務所使用料の部青果棟の項中「青果棟」の次に「及び水産棟」を加え、同部上記以外の施設の項を削り、同表倉庫使用料

の部を次のように改める。

倉庫使用料	倉庫	1平方メートル1月につき	5 9
		4	

別表第3福利厚生施設使用料の部中



料の部青果部保冷庫の項を削り、同表場内回線使用料の部中「甲」を「青果部及び水産物部」に、「乙」を「花き部」に改め、同表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条及び 第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

#### 議案第115号

工事請負契約締結の件

新保小学校(旧幼稚園舎)大規模改修及び増築主体工事について、 次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第 67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。 令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 契約の目的 新保小学校(旧幼稚園舎)大規模改修及び増築主 体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 297, 224, 400円
- 4 契約の相手方 東武建設・共栄産業新保小学校(旧幼稚園舎)大 規模改修及び増築主体工事共同企業体 代表者

富山市新根塚町一丁目2番8号 東武建設株式会社 代表取締役 密山 宏明

#### 議案第116号

工事請負契約締結の件

堀川小学校校舎改築(その2)主体工事について、次のとおり請負 契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 契約の目的 堀川小学校校舎改築(その2)主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 716,100,000円
- 4 契約の相手方 タカノ建設・近藤建設・村松建設堀川小学校校舎 改築 (その2) 主体工事共同企業体 代表者

富山市西中野町一丁目7番27号 タカノ建設株式会社 代表取締役 髙野 二朗

## 議案第117号

工事請負契約締結の件

水橋漁港海岸 8 号離岸堤新設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 契約の目的 水橋漁港海岸8号離岸堤新設工事
- 2 契約の金額

変 更 前 147,730,000円

変 更 後 155,515,800円

3 契約の相手方 小林建設・五本建設水橋漁港海岸8号離岸堤新設 工事共同企業体

代表者

富山市水橋辻ヶ堂2170番地 小林建設株式会社 代表取締役 小林 奨

# 議案第118号

富山市立水橋児童館の指定管理者の指定期間変更の件 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規 定により、次の施設の指定管理者の指定期間を変更することについて、 市議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

指定期間中「令和8年3月31日まで」を「令和4年9月30日まで」に変更する。

# (変更後)

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指定期間
富山市立水橋児童館	富山市蜷川15番地社会福祉法人富山市社会福祉事業団	令和3年4月1 日から令和4年 9月30日まで

# 議案第119号

富山市立水橋児童館の指定管理者の指定の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

施設の名称	指定管理者の所在地及び名称	指 定 期 間
富山市立水橋児童館	富山市蜷川15番地社会福祉法人富山市社会福祉事業団	令和4年10月 1日から令和8 年3月31日ま で

## 議案第120号

土地処分の件

西本郷企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

2 面 積 29, 327. 32 m<sup>2</sup>

3 売 払 価 格 656, 931, 968円

4 契約の相手方 富山市三郷26番地

東亜薬品株式会社

代表取締役 中井 淳

# 報告第 3 5 号

健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付け次のとおり報告する。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

# 1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	_	11.25
連結実質赤字比率	_	16.25
実質公債費比率	7. 5	25.0
将来負担比率	1 0 4 . 8	3 5 0 . 0

# 2 資金不足比率

(単位 %)

特別会計の名称	<ul><li>資金不足</li><li>比 率</li></ul>	経営健全化 基 準
富山市企業団地造成事業特別会計	_	
富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計	_	
富山市農業集落排水事業特別会計	_	
富山市公設地方卸売市場事業特別会計	_	20.0
富山市水道事業会計	_	20.0
富山市工業用水道事業会計	_	
富山市公共下水道事業会計	_	
富山市病院事業会計	_	

# 報告第 3 6 号

専決処分報告の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月5日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

# 損害賠償請求に係る和解の件

専決処 分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 8	令和 4年 7月11日	損害賠償額 金145,695円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和4年3月26日 ・場所 富山市磯部町三丁目地内
1 9	令和 4年 7月14日	損害賠償額 金156,717円 和解及び損害賠償の相手方 高岡市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和4年5月26日 ・場所 富山市湊入船町地内
2 0	令和 4年 8月10日	損害賠償額 金64,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1法人 事由 交通事故 ・発生日 令和4年7月4日 ・場所 富山市蓮町三丁目地内

専決処		専決処分の内容
分番号 2 1	令和 4年 8月17日	損害賠償額 金69,509円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 大江干公園における施設管理上の傷害事故 ・発生日 令和4年4月13日 ・場所 富山市大江干地内
2 2	令和 4年 8月18日	損害賠償額 金165,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和4年7月5日 ・場所 富山市上飯野地内
2 3	令和 4年 8月19日	損害賠償額 金90,679円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 朝菜町団地における施設管理上の漏水事 故 ・発生日 令和4年7月19日 ・場所 富山市堀川町地内

報告第 37 号

令和3年度富山市一般会計継続費精算報告書

蓉	影	ή/L	五 演	田	$\triangle 87,$ 635, 000	10,	10,	∆66, 607, 900	$^{\triangle 6}$ , 115, 000	12, 044, 000	$\triangle 3,$ 240, 000	2, 689, 000
	源内	源	その色	E								
	の財	定財	地方債	E	$\triangle 178,$ 600, 000	194, 200, 000	$\triangle 10$ , 100, 000	5,	$\triangle 45$ , 800, 000	20, 800, 000	∆9, 300, 000	$\triangle$ 34, 300, 000
	퐞	李	国(県) 支出金	田					$^{\triangle 8}$ , 125, 000	14, 259, 000	$\triangle 3,$ 289, 000	2, 845, 000
귚	年割額	イン:	済額の	田	$\triangle 266, 235, 000$	204, 919, 100	208,000	$\triangle 61, 107, 900$	$\triangle 60,$ 040, 000	47, 103, 000	$\triangle 15$ , 829, 000	$\triangle 28,$ 766, 000
績	氰	仇	耳類	田	32, 185, 000	270, 279, 100	30, 328, 000	332, 792, 100		14, 324, 000	22, 912, 000	37, 236, 000
	源内	瀕	その色	田								
	の財	定財	地方債	田	97, 700, 000	792, 900, 000	35, 900, 000	926, 500, 000		20, 800, 000	45, 900, 000	66, 700, 000
	左	华	国(県) 支出金	田						14, 259, 000	8, 899, 000	23, 158, 000
张		支:		田	129, 885, 000	1, 063, 179, 100	66, 228, 000	1, 259, 292, 100		49, 383, 000	77,	127, 094, 000
恒	訊	抗九	財源	田	119, 820, 000	259, 560, 000	20, 020, 000	399, 400, 000	6, 115,000	2, 280, 000	26, 152, 000	34, 547, 000
1111111	源内	源	その他	田								
	の財	定財	地方債	田	276, 300, 000	598, 700, 000	46, 000, 000	921, 000, 000	45, 800, 000		55, 200, 000	101, 000,000
*	爭	李	国(県) 支出金	田					8, 125,000		12, 188, 000	20, 313, 000
纠		年 割 貊	Ī	田	396, 120, 000	858, 260, 000	66, 020, 000	1,320, 400,000	60, 040, 000	2, 280, 000	93, 540, 000	155, 860, 000
		年度			令民	令 2	今和 3	11111111	各市民	今 2	今和 3	11111111
		事業名				大改事, 規 業 模造數	★ (ネので) (ネの2)			学プ建一	事 新 学 教 保 校	
		严			2			孙		校		长
		藃			10 数				仁			曹

				田	. 0	, 0	, 0	, 0	, es	, છ	
較	訳	· 1	四類		$\triangle 14,$ 850, 000	241, 428, 000	226, 578, 000	$\triangle 19,$ 305, 000	168, 369, 713	149, 064, 713	
	K		刮	E							
	頒	渡	6 3								
	財	財	債	H	$\triangle 133$ ,	$\triangle 133,$ 100, 000	∆266,	90,	126,	△263, 300, 000	
	0	过	地方		$\triangle 133,$ 400, 000	$\triangle 133,$ 400, 000	△266, 800, 000	△390, 300,000	200	$\sim$	
	左	特	国(県) 支出金	田				$\triangle 38,$ 985, 000	100, 215,000	61, 230, 000	
丑	年割額	で大変出	発機の	E	$\triangle 148,$ 250, 000	108, 028, 000	$\triangle 40,$ 222, 000	$\triangle 448,$ 590, 000	395, 084, 713	$\triangle 53,$ 505, 287	
		小		田		256, 278, 000	256, 278, 000	66, 546, 000	651, 473, 713	718, 019, 713	
績	訊	1	盘			278,	278,	546,	473,	019,	
	尺		の他	E							
	頒	渡	N								
	財	財	方 債	田				151, 900, 000	1, 109, 900, 000	1, 261, 800, 000	
	0	定	型								
	左	特	国(県) 支出金	田				47, 204, 000	300, 856, 000	348, 060, 000	
無		丑其		H		256,	256, 3,000	.65, 000	2, 062, 229, 713	713	
		₩,	笶			256, 278,000	256, 278,000	265,	2, 062, 229, 713	2, 327, 879, 713	
		小	※源	E	14, 850, 000	14, 850, 000	29, 700, 000	85, 851, 000	483, 104, 000	568, 955, 000	
画	訊	1	盘		850,	850,	700,	851,	,104,	955,	
	尺		) 他	H							
11111111	渡	漩	6 3								
	財	財	地方債その	H	133, 400,000	133, 400,000	266, 800, 000	542,	983, ', 000	1, 525,	
14	0	定			400	400	800	200	400	1,	
体	左	特	国(県) 支出金	田				714, 86, 542, 240, 000 189, 000 200, 000	1, 667, 200, 983, 145, 000 641, 000	286, 830, 000	
∜		割額		E	148, 250, 000	148, 250, 000	296, 500, 000	714,	., 667, 5, 000	2, 381, 385, 000	
		并	-								
		年度			令 2	33 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1111111	令 2	令和 3	111111111111111111111111111111111111111	
	事 ※ 名					以事與小紹言業 学以業 学成實田校は		校事・堀小)を兼 歩の楽 学の 乗 川 校 ()			
	国   0   4   数     財   校   數										
		藃			10			仁		暫	

		4/位		E	$\triangle 2$ , 888, 000	$\begin{array}{c} \triangle \\ 546,000 \end{array}$			$\triangle 3,$ 434, 000	$\triangle 12$ , 336, 000	∆36, 026, 280	△48, 362, 280
松	监	1	<b>±</b>		888	546			434	988 7	7	362
	$\mathbb{K}$		の 他	田								
	漁	瀕	N									
	耳	耳	方 債	E	$\triangle 22,$ 600, 000				$\triangle 22$ , 600, 000	$\triangle 26,$ 900, 000	$\triangle 47,$ 500, 000	△74, 400, 000
	0	定	型								5(	400
	左	彝	国(県) 支出金	田	$\triangle 2$ , 012, 000				$\triangle 2$ , 012, 000	$\Delta 2$ , 775, 000	59, 403, 000	56, 628, 000
丑	引名頁	田	済額の	E	$\triangle 27$ , 500, 000	546,000			$\triangle 28,$ 046, 000	$\triangle 42,$ 011, 000	$\triangle 24,$ 123, 280	$\triangle 66,$ 134, 280
	年	- 40 ;	済差		7	546			7			
		九	漢	田						3, 660, 000	113, 949, 720	117, 609, 720
美	票	1								099	949	609
	K		の他	田								
	漁	漁	W									
	耳	耳	方 債	E						9,	269, 900, 000	278, 900, 000
	6	"	型(和	Ē						00 00		
	左	辞	国(県) 支出金	E						1, 9, 410, 000 000, 000	96, 756, 000	98, 166, 000
₩		丑!	<b>愛</b>	H						14, 070, 000	480, 605, 720	494, 675, 720
		支;	従									l
		小市	漢	田	2, 888, 000	546, 000			3, 434, 000	15, 996, 000	149, 976, 000	165, 972, 000
画	票	1			888	546			434	966	926	972
	$\mathbb{K}$		の 他	E								
111111111	漁	漁	W							(		
	百	耳	地方債	田	22,				22,	35, 0, 00(	317,	353, 300, 000
*	6	和		E	0   60				0 60	0 90	, 0 40	0 30
	左	李	国(県) 支出金		2, 012, 000				2,	4, 35, 185, 000 900, 000	37, 353, 000	41,
<b>∜</b> H			1 1 V	田田	27,	000			28,	56,	04 <b>,</b>	560,
		年	Î		27, 500, 000	546, 000			28, 046, 000	56, 081, 000	504, 729, 000	560, 810, 000
		年度			平成 30	作品	令 2	令和 3	11111111	令和 2	今 3	11111111
		事業名					校争 中一一 業 業 等 登 数 数 数 数 数				数室 棟	
		严			07 <del>(</del>			<u>)</u> 孙		校 	17 ( ) A	
		禁			· 10				<del> </del>			<b>憲</b>
<u></u>				1								

松	訳	引	財源	田	$\triangle 5,$ 810, 000	$\triangle 18,$ 344, 440	$\triangle 24$ , 154, 440	$\triangle 9,$ 922, 300	1, 542, 300	∆8, 380, 000	980, 000	251, 760	△ 728, 240
	源内	源	その他	Ħ									
	の財	定財	地方債	田	$\triangle 11$ , 000, 000	$\triangle 22,$ 700, 000	$\triangle 33,$ 700, 000		$\triangle 4$ , 100, 000	$\triangle 4$ , 100, 000	$\triangle 12,$ 000, 000	8, 800, 000	$\triangle 3,$ 200, 000
	左	幸	国(県) 支出金	丘	$\triangle 1,$ 140, 000	47, 558, 000	46, 418, 000						
丑	年割額	で、工工	済額の	£	$\triangle 17,$ 950, 000	6, 513, 560	$\triangle 11$ , 436, 440	$\triangle 9,$ 922, 300	$\triangle 2$ , 557, 700	$\triangle 12$ , 480, 000	$\triangle 12,$ 980, 000	9, 051, 760	$\triangle 3,$ 928, 240
績	訊	- Tip	財源	田	2, 720, 000	146, 503, 560	149, 223, 560	24, 797, 700	53, 622, 300	78, 420, 000	30, 000	1, 201, 760	1, 171, 760
	源内	瀕	その他	田									
	の財	定財	地方債	H	6, 200, 000	301, 800, 000	308, 000, 000	250, 200, 000	371, 200, 000	621, 400,000	7,	27, 800, 000	34, 800, 000
	左	李	国(県) 支出金	田	1, 080, 000	89, 485, 000	90, 565, 000						
张		支出		H	10,	537, 788, 560	547, 788, 560	274, 997, 700	424, 822, 300	699, 820, 000	6, 970,000	29, 001, 760	35, 971, 760
恒	訳	10年	財源	H	8, 530, 000	164, 848, 000	173, 378, 000	34, 720, 000	52, 080, 000	86, 800, 000	950, 000	950, 000	1,
111111111111111111111111111111111111111	源内	颁	6 3	Ы									
	の財	定財	也 方	田	17, 200, 000	324, 500, 000	341, 700, 000	250, 200, 000	375, 300, 000	625, 500, 000	19,	19, 000, 000	38, 000, 000
女	퐞		国(県 支出	Ы	27, 2, 2, 850, 000 220, 000	41, 927, 000	44, 147, 000						
44		年割額		H	27, 950, 000	531, 275,000	559, 225, 000	284, 920, 000	427, 380, 000	712, 300, 000	19, 950, 000	19, 950, 000	39, 900, 000
		年度			合和2	<del>合和</del> 3	11111111	令 2	令和 3	111111111111111111111111111111111111111	各 2	各 品 8	1111II
事 会事 送 後 業 学 の 終 動 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の						耐事大小農業 久学猫數保袋	,	学校施設	業 学	避難階段			
		严			2		沙		<u> </u>	曹	m <del> </del>	計 1	<ul><li>数</li><li>數</li></ul>
		蔌		0.1 数								<b>斯</b>	

		弘		田	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	000	△28, 7,700	22, 219	△28, 6, 481	△51, '8, 000	20, 327	$\triangle 30,$ 4, 673
枓	票	1	盐		$\triangleleft$ $\stackrel{\iota}{\triangleleft}$	748,000	$\triangle 28,$ 477, 700	299,	$\triangle 28, 926, 481$	$\triangle 51,$ 378, 000	903,	$\triangle 30,$ 474, 673
	$\mathbb{K}$		の 他	田								
	瀕	瀕	N	1		(		0	0		0	0
	の財	定財	地方債	田	△78,	000, 000	$\triangle 85,$ 600, 000	117, 700, 000	$\triangle 45, 900, 000$	$\triangle 128,$ 500, 000	$\triangle 20,$ 100, 000	$\triangle 148,$ 600, 000
	左	特	国(県) 支出金	E	△14,	626, 000	19, 446, 000	501, 000	56, 321, 000	$\triangle 41,$ 064, 000	195, 217, 000	154, 153, 000
比	年割額	では、文田	済額の	E	$\triangle 115,$	374,000	$\triangle 94,$ 631, 700	191, 500, 219	$\triangle 18,$ 505, 481	$\triangle 220,$ 942, 000	196, 020, 327	$\triangle 24,$ 921, 673
績	訊	· 1	財漁	E			85, 930, 300	131, 312, 219	217, 242, 519	21, 897, 000	207, 495, 327	229, 392, 327
	$\mathbb{K}$		の衙	田								
	瀕	渡	N									
	の財	定 財	地方債	E			190, 500, 000	362, 100, 000	552, 600, 000	44, 100, 000	367, 300, 000	411, 400, 000
	左	本	国(県)支出金	E			69, 144, 000	118, 502, 000	187, 646, 000	25, 401, 000	350, 270,000	375, 671, 000
無		支法出	Ħ H	E			345, 574, 300	611, 914, 219	957, 488, 519	91, 398, 000	925, 065, 327	1,016, 463,327
画	訳	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	五 漢 漢	E	22,	748, 000	114, 408, 000	109, 013, 000	246, 169, 000	73,	186, 592, 000	259, 867, 000
	K		> 他	E								
11111111	瀕	瀕	4									
	の財	定財	地方債をの他	田	78,	000, 000	276, 100, 000	244, 400, 000	598, 500, 000	172, 600, 000	387, 400,000	560, 000, 000
体	左	华	国(県) 支出金	E	115, 14, 78,	020, 000	49, 698, 000	67, 244, 001, 000 400, 000	131, 325,000	66, 465, 000	155, 053, 000	221, 560, 560, 518, 000
全		年割額		E	115,	374,000	440, 206, 000	420, 414, 000	975, 994, 000	312, 340, 000	729, 045, 000	1,041, 385,000
		4座			451	K	40000000000000000000000000000000000000	今和 3	11111111	令 2	夺和 3	11111111
	事業名					1	内場設	業等實質			以事西中。 古業、学の 実費部校、	
四 の 中									曹			
		蔌			10	赘			仁			貫

16.7		4/4	·	田	$\triangle 34,$ 593, 000	$\triangle 35$ , 090, 200	74, 889, 200	5, 206, 000	$\triangle 27$ , 919, 000	$\triangle 137$ , 932, 200	71,	△94, 664, 133
松	票	1			29	60	88	20	91	86 7	18	99
	$\mathbb{K}$		の他	田								
	漁	瀕	W									
	国	耳	方 債	田	$\triangle 195$ , 700, 000	△44, 100, 000	137, 400, 000	$\triangle 102$ , 400, 000	$\triangle 102$ , 800, 000	$\triangle 294,$ 500, 000	188, 400, 000	$\triangle 208,$ 900, 000
	0	定	型									
	左	华	(県) 出金	田	$\triangle 31, 234,000$	8, 090, 000	103, 888, 000	80, 744, 000	$\triangle$ 38, 898, 000	$\triangle$ 70, 073, 000	362, 741, 000	253, 770, 000
			国支		23				86			
丑	年割額	で、 (文)	発織の	田	$\triangle 261, 527,000$	$\triangle 71,$ 100, 200	316, 177, 200	$\triangle 16,$ 450, 000	$\triangle 169, 617,000$	$\triangle 502$ , 505, 200	622, 328, 067	$\triangle 49, 794, 133$
		机	漢	E		51, 232, 800	207, 619, 200	258, 852, 000		38, 372, 800	263, 374, 067	301, 746, 867
췣	票	1	五			232,	619	852		372,	374,	746,
	$\mathbb{K}$		の 他	E								
	瀕	瀕	W									
	耳	耳	方 債	田		147, 100, 000	428, 200, 000	575, 300, 000		127, 200, 000	592, 800, 000	720, 000, 000
	0	定	型									
	左	李	(県) 出金	田		60, 462, 000	159, 983, 000	220, 445, 000		105, 080, 000	537, 792, 000	642, 872, 000
			国支									
黑		支;		田		258, 794, 800	795, 802, 200	1,054, 597,000		270, 652, 800	1, 393, 966, 067	1,664, 618,867
		ήΛ	漢	田	34, 593, 000	86, 323, 000	132, 730, 000	253, 646, 000	27, 919, 000	176, 305, 000	192, 187, 000	396, 411, 000
画	点	1	五		593,	323,	730,	,5	919,	305,	187,	4111,
	K		の角	E								
111111111111111111111111111111111111111	瀕	渡	W									
.,	闰	耳	方 債	田	195, ), 000	191, 200, 000	290,	677, 700, 000	102, 800, 000	421,	404,	928, 900, 000
	0	定	型		200	200	80(			)02	400	
*	左	李	(県) 田金	田	31, 234, 000	52, 372, 000	56, 095, 000	139, 701,000	38, 898, 000	175, 153, 000	175, 051, 000	389, 102, 000
			国支				960	701			051	102
<b>∜</b> H		割縮	í i	田	261, 527, 000	329, 895, 000	479, 625, 000	1, 071, 047, 000	169, 617, 000	773, 158, 000	771, 638, 000	1, 714, 413, 000
		并	-					1, 047				1, 413
		年度			各市	夺和 2	<del>介</del> 和 3	111111111	令和 元	今和 2	令和 3	11111111
		农				※ 唐	合校			※ 曹	<b>海校</b>	
		事業名				校舎 等 業 費	和 学 合校			校舎改築 業 費	上 字 衛校	
		严			<u>ო —</u>			<b>孙</b>			<u> </u>	#冥
		<b>談</b>			10 数				KIEL .	•		#冥
L				1								

						_				
		小	漢	田	∆8,	600	$\triangleright_1$ ,	400	10.	000
緻	訳	1	五			340,600	,	913, 400		254,000
	$\mathbb{K}$		0 色	田						
	瀕	漁	4							
	耳	孟	汇	田	24,	000	∆6 <b>,</b>	000	30.	000
	0	定	世 大		$\triangleleft$	300, 000	7	200,000		500, 000
	左	椞	(県) 地方債その他出金	E						
			国支出							
丑	鳌	<u></u> 田(		E	32,	009	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	400	40.	000
	年割	とば	済織の			619, 400   640, 600	7	118		754, 000
		小		E	12,	400	46,	009	59.	000
美	計	1	五			619,		826, 600		446, 000
	K		割	E						
	瀕	漢	9							
	耳	社	- 1	E	38,	000	39,	000	78.	000
	0	闬	由方			200, 000		800, 000	1	000, 000
	左	华	(県) 地方債その他出金	E						
			国(県)支出金田							
実		丑其		E	50,	400	86,	009	37.	000
		₩,	左			819, 400		626, 600	2	446,000
		小	漢	E	20,	960, 000	48,	740,000	.69	000
画	訊	1	盘			960,		740,		700, 000
	$\mathbb{K}$		角	E						
11111111	瀕	漢	4							
IIIILL	財	益	=	E	62,	000	.46,	000,000	.08.	000
	0	定財	地方債その他			500, 000		000,		500, 000
*	左	华	(県) (田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	E						
			国支出							
<b>⟨</b> ₩		名頁	<u> </u>	E	83,	000	94,	000	.78.	000
		年割				460,000		740,000	2	200, 000
		年 (			令	2	各春	က	11	1_
					-	合	印設电	国部		
		事業名				ഥ ~		# I		
		鬥			ഥ	社,	当事			曹
		楼 T.			10	数		### ###	11-	東
1				Ī						

令和4年9月5日提出

富山市長 藤 井 裕

 $\not \subset$ 

報告第 38 号

令和3年度富山市公共下水道事業会計継続費精算報告書

_		r	_			r -		_	
松	内就	損益勘定 留保資金	円 △12, 425,000	6, 150, 000	$\triangle 2,$ 415, 000	$\triangle 8$ , 690, 000	$\triangle 14$ , 900, 000	10, 537, 670	$\triangle 4,$ 362, 330
	財源	企業債	用 △111, 325, 000	60, 850, 000	$\triangle 17$ , 535, 000	$\triangle$ 68, 010, 000	$\triangle 133,$ 600, 000	95, 339, 030	$\triangle 38, 260, 970$
	左の	国(県) 支出金	円 △123, 750,000	67, 000, 000	$\triangle 27$ , 350, 000	$\triangle 84,$ 100, 000	$\triangle 148,$ 500, 000	105, 876, 700	$\triangle 42,$ 623, 300
丑	年割額と おお 等数		$\triangle 247$ , 500, 000	134, 000, 000	$\triangle 47,$ 300, 000	$\triangle 160, 800, 000$	$\triangle$ 297, 000, 000	211, 753, 400	$\triangle 85, 246, 600$
續	内就	損益勘定 留保資金	用 10, 875, 000	37, 350, 000	6, 385, 000	54, 610, 000		23, 737, 670	23, 737, 670
	財 源	企業債	円 97, 875,000	340, 150, 000	61, 165, 000	499, 190, 000		213, 639, 030	213, 639, 030
	左の	国(県) 支出金	月 108, 750,000	369, 500, 000	60, 150, 000	538, 400, 000		237, 376, 700	237, 376, 700
张	支払	義 発生額	日 217, 500,000	747, 000, 000	127, 700, 000	1, 092, 200, 000		474, 753, 400	474, 753, 400
恒	内就	損益勘定 留保資金	日 23, 300, 000	31,	8, 800, 000	63, 300, 000	14, 900, 000	13, 200, 000	28, 100, 000
111111111111111111111111111111111111111	財源	企業債	円 209, 200,000	279, 300,000	78, 700, 000	567, 200, 000	133, 600,000	118, 300,000	251, 900,000
*	左の	国(県) 支出金	日 232, 500,000	302, 500, 000	87, 500, 000	622, 500, 000	148, 500, 000	131, 500,000	280, 000, 000
<b>∜</b> H		年 割 額	日 465, 000, 000	613,	175, 000, 000	1, 253, 000, 000	297, 000, 000	263, 000, 000	560, 000, 000
	年度		各市民	今和 2	<del>介和</del> 3	111111111111111111111111111111111111111	4 2 2	<del>介和</del> 3	11111111
	事業券名			ポントを		坂 江 東 野第 2 野 留 電			
	哲		- - - - - - - - - - - - - -				松	良	貫
	蒸	•	T 資 本 的 支					₩	丑

令和4年9月5日提出

久

笭

#

盤

富山市長